

神栖市の下水道



下水道ができると

▼快適なくらしになります。

清潔で衛生的な水洗便所が使用できるようになり、くみ取り便所のおいがなくなるとともに、浄化槽も必要なくなります。

▼海や川がきれいになります。

家庭や事業所などから出された汚水は、下水道管を通して下水処理場に集められ、きれいにしてから海や川に流します。

▼生活環境がよくなります。

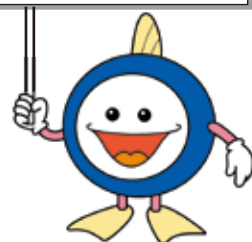
ドブや水溜りがなくなるため、街がきれいになり、ハエや蚊の発生を防ぎ、疫病の心配もなく安心した暮らしができます。

▶ 水洗化のすすめ

公共下水道が整備され、下水道が使用できるようになると、各ご家庭で公共下水道に接続するための排水設備工事を行っていただくことになります。

- ①くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造する。(下水道法第11条の3) ②浄化槽を廃止して公共下水道に接続する。
- ③生活排水を側溝等に流している場合は、すみやかに排水設備を設置し、公共下水道に接続する。

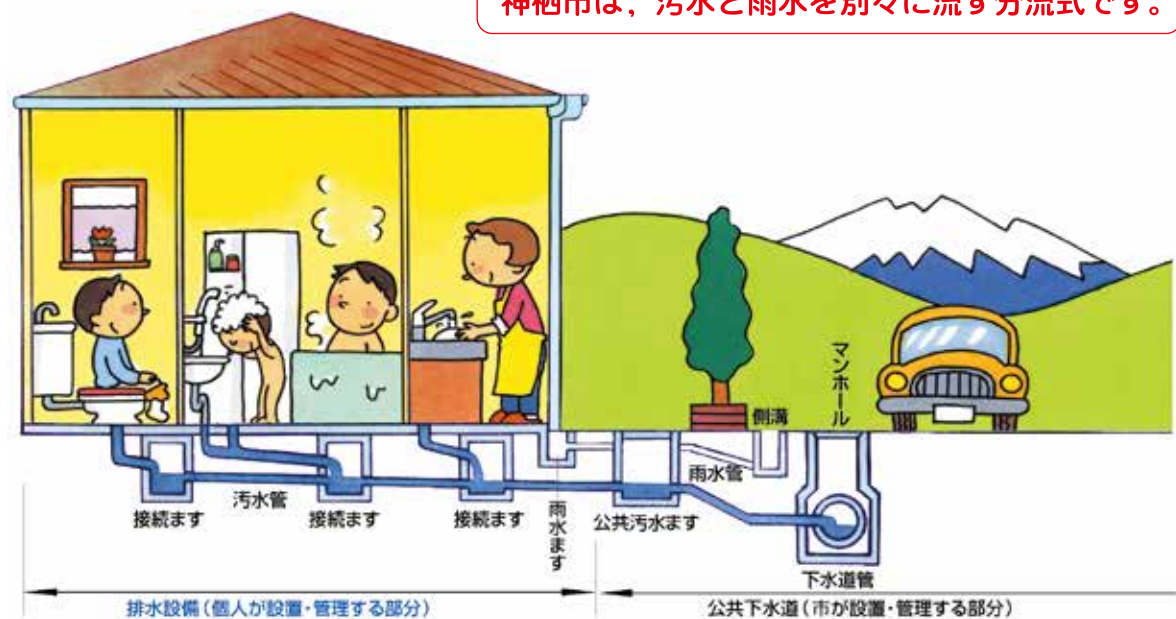
環境に優しい公共下水道も、利用されないと効果がありません。生活環境向上のため、公共下水道へのすみやかな接続にご協力をお願いします。



排水設備について

家庭の台所・風呂場などの生活排水やトイレの汚水を公共下水道に流すために、個人の敷地内に設置する排水管や接続ますなどのことを「排水設備」といい、この排水設備の設置や維持管理は設置者が自費で行うことになります。

神栖市は、汚水と雨水を別々に流す分流式です。



排水設備の流れ

工事の依頼

市が指定する工事店から見積もりを取り、検討したうえで業者を選ばれることをお勧めします。



工事の申請

指定工事店が市へ申請します。(手続きの代行) あわせて、下水道接続支援補助金制度等を利用される方は指定工事店に申し出てください。また、公共汚水ますが設置されていない箇所については「公共汚水ます設置申請書」を提出してください。

※排水設備の工事費は、自己負担です。公共汚水ますは、道路と宅地境の宅地側に設置します。

工事の着手

申請書の審査後、工事の許可が出てから工事に着手します。

工事の完了

排水設備工事が完了したら、市へ指定工事店が工事完了届を提出します。

工事検査

市は完了検査を行い、合格したときには排水設備検査済証を排水設備設置者に交付します。

※地区によって色が違います。



指定工事店について (神栖市下水道工事指定店業者一覧を参照)

市が指定する工事店は、設計・施工を行い、アフターサービスも任せることができ、また、市への申請書類の手続きも代行します。

指定工事店以外の工事店で排水設備工事をする市が定めている規則や施工基準を満足できなかったり、市への申請などが滞ったりするため、指定工事店以外の工事店で排水設備工事することは違法工事となりますのでご注意ください。

▶ 下水道接続支援補助金制度

トイレの水洗化は法律で義務付けられています。そこで、市ではくみ取り式の便所(し尿浄化槽を含む)を水洗トイレに改造するための工事費の一部を助成しています。



対象者 (下記の条件を全て満たす方)

- ▶ 処理区域内において、くみ取り式の便所または、浄化槽から水洗トイレに切り替える方
- ▶ 建築物の所有者または、下水道接続工事について当該建築物や土地の所有者の同意を得た方
- ▶ 市税及び下水道受益者負担金を滞納していない方
- ▶ 下水道接続に関する補助金または融資あっせん及び利子補給を受けていない方
- ▶ 新築や建築確認を伴う改築ではないこと

助成額

- ▶ 5万円
- (18歳未満または65歳以上の方がいる世帯で、住民税の課税標準額の合計額が334万以下の世帯の場合は、さらに30万円を上限に加算があります。)

手続き

- ▶ 工事開始前に申請が必要となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▶ 下水道使用の注意事項と維持管理についてのお願い

公共下水道には、なんでも流していいということはありません。下水道はみんなで使う公共の財産。一人ひとりがルールを守って大事に使いましょう。

公共下水道の機能保護のために

- ▶ 宅地内の汚水ますに雨水や池の水などを流さない
- ▶ 油類を流さない
- ▶ ガソリン、シンナー、アルコールなど危険物を流さない
- ▶ 水銀やカドミニウムなど有害物質を含む汚水を流さない
- ▶ 紙おむつや水に溶けにくいものなどを流さない



管詰まり防止のために

- ▶ トイレで使用する紙はトイレトーパーと表示されているもの以外は使用しない
- ▶ 野菜クズやゴミ、お風呂の目皿に付着した髪の毛を排水口に流さない
- ▶ ディスポーザ（単体での生ゴミ粉碎機）は使用しない



臭気上り防止のために

- ▶ トイレを使用したときは必ず一定量の水を流す
- ▶ お風呂やトイレなどに取り付けられている床排水器具（わんトラップ）には、常時水を満たしておく

その他

- ▶ 公共汚水ますやマンホールなどのふたはむやみに開けない
- ▶ 宅地内の汚水ますは定期的に清掃する
- ▶ 宅地内の汚水ますはいつでも開閉できるようにしておく
- ▶ ディスポーザ排水システム（生物処理タイプ・機械処理タイプ）を設置する場合は、神栖市ディスポーザの取扱に関する要項により、市に対して届出が必要となります
- ▶ 建物の増改築に伴ない、排水設備を変更しようとする場合も、市の指定工事店へ依頼してください
- ▶ 管の詰まり、器具の破損などの故障が発生した場合は、市の指定工事店へ連絡して修理してください

グリーストラップ等阻集器（除害施設）の設置と維持管理

飲食店や大規模な食堂のある施設、食品加工業の工場などでは、調理後に発生する油脂を下水道に流さないためのグリーストラップ（阻集器）の設置が義務付けられており、市に対しての届出が必要となります。

近年グリーストラップの清掃を怠ったために、排水設備や下水道管を詰まらせてしまい、下水道が使用できなくなってしまう事例が多発しています。

特に下水道管を詰まらせてしまうと、原因者の建物だけでなく、付近にお住まいの住民一帯がすべて使えなくなってしまうことがあり、多大なご迷惑をかけてしまいます。

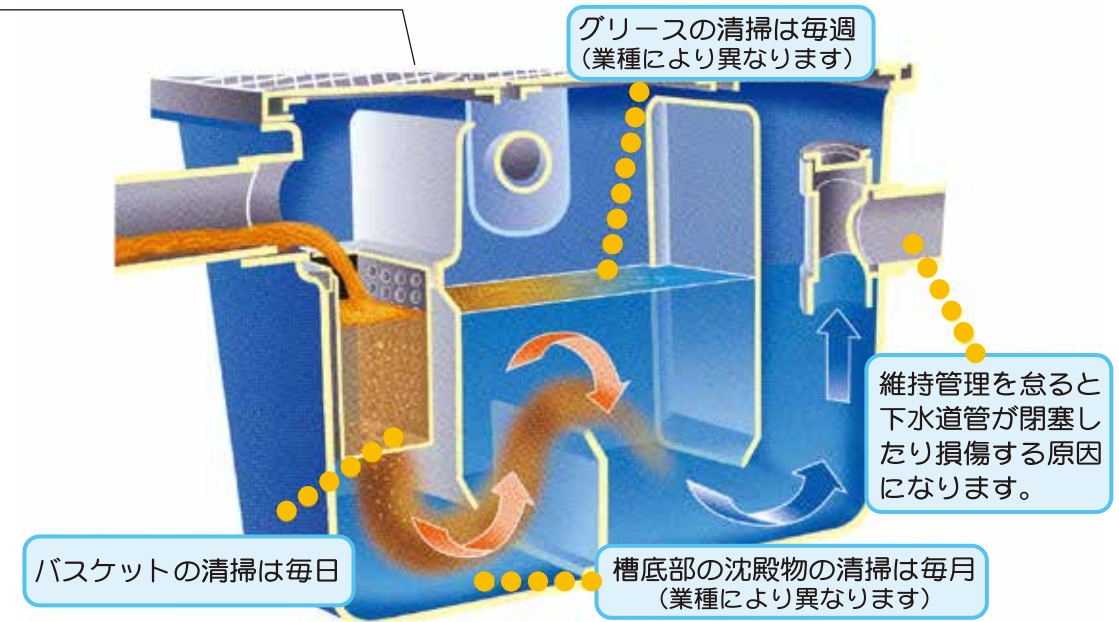
グリーストラップを設置されている方におかれましては、定期的な点検や掃除により、下水道管への油脂の流出がないように、適正な管理に努めていただきますようお願いいたします。

また、グリーストラップの設置時と比べて油脂の排出量が増大し下水道管への流出が発生する場合には、市に届出をした上で油脂の流出がない十分な処理能力のグリーストラップへ変更をお願いいたします。

（※神栖市下水道条例第8・9条）

グリーストラップと維持管理のポイント

■ グリーストラップの断面図



水質汚濁防止法で定められた特定施設の接続

特定施設を公共下水道へ接続しようとする場合、市に対しての届出が必要となります。（※下水道法第12条の3、水質汚濁防止法施工令別表第1）

接続計画は、市へ早めにご相談ください。

▶ 下水道使用料について

各家庭などから流した汚水量に応じて使用者が下水道使用料を納めていただくことになります。下水道使用料は、汚水を下水処理場で処理し、「きれいな水」にするための運転管理、下水管の清掃や修理といった維持管理費用に充てられます。

下水道使用料の算定について

原則として、水道水の使用水量に基づき算定します。また、井戸水などを利用している場合はその用途により算定します。

利用水源別	家庭汚水の場合	営業汚水の場合
水道水	水道水の使用水量	左に同じ
井戸水	使用水量を1人1ヶ月6㎡とみなし算定します。 (家族員数割)	市で量水器を設置し 使用水量を測ります。
併用	水道水の使用水量 + $\frac{\text{井戸水の使用水量}}{2}$	使用状況により算定

下水道使用料

料金区分	水道水使用世帯の場合		井戸水使用世帯の場合	
	使用水量区分	金額(円)	家族員数割	金額(円)
基本料金	10㎡まで	1,320	1人	1,320
			2人	1,650
従量料金	10㎡を超え20㎡まで	1㎡当り (基本料金に加算)	3人	2,640
	20㎡を超え50㎡まで		4人	3,674
	50㎡を超え100㎡まで		5人	4,730
	100㎡を超えるもの		6人	5,786

※この料金表は消費税込みの総額表示したのですが、実際の納入金額については、条例に基づき算出されるため1円単位の誤差を生じる場合があります。

下水道使用料の算定事例

①水道水を30㎡使用したケース

基本料金 ➡ 1,320円(10㎡まで)

従量料金 ➡ 10㎡×165.0円=1,650円(10㎡を超え20㎡まで)
10㎡×176.0円=1,760円(20㎡を超え50㎡まで)

合計 ➡ 1,320円+1,650円+1,760円=4,730円

②水道水と井戸水を併用したケース(家族員数3人)

水道水を30㎡使用し、井戸水は3人×6㎡=18㎡とみなして算定(1人1ヶ月6㎡)

$$30\text{㎡} + \frac{18\text{㎡}}{2} = 39\text{㎡}$$

(水道水の使用水量 + $\frac{\text{井戸水の使用水量}}{2}$)

基本料金 ➡ 1,320円(10㎡まで)

従量料金 ➡ 10㎡×165.0円=1,650円(10㎡を超え20㎡まで)
19㎡×176.0円=3,344円(20㎡を超え50㎡まで)

合計 ➡ 1,320円+1,650円+3,344円=6,314円

支払い方法

支払いは月ごとになります。また、市の水道水を使用している方は水道料金と併せてお支払いいただくことになります。

①納入通知書での支払い

お客様の指定した送付先へ毎月12日前後に納入通知書を郵送いたします。納入通知書裏に記載されている納付場所(金融機関の本店・国内の支店等、コンビニエンスストア、上下水道料金窓口等)またはスマートフォンアプリ納付にて納期限までにお支払いください。

②口座振替での支払い

毎月26日に指定口座より引き落としとなります。引き落とし日が土曜日、日曜日、祝日になる場合は、金融機関翌営業日に引き落としとなります。口座振替の依頼は、各金融機関(納入通知書裏に記載がある金融機関に限ります。)で受付けております。

使用開始・変更・中止の届出は

使用開始、転出・転居や名義変更、または家族員数の変更などにより異動があったときは、速やかに「使用開始・休止(廃止)届」等を下記窓口へ提出してください。

神栖市上下水道料金窓口

神栖事務所(神栖市役所分庁舎1階) TEL.0299-90-1207
波崎支所(波崎総合支所1階) TEL.0479-44-1727

▶ 受益者負担金制度とは

公共下水道が整備されると、生活環境が向上することによって私たちの生活に大きな利便をもたらします。しかし、下水道を利用できるのは整備区域内の方に限られるため、下水道建設費を市税でまかなうと、下水道を利用できない方にまで負担をかけ、不公平が生じるようになります。そこで、下水道を利用できるようになる方々に、下水道建設費の一部を負担いただき、整備推進を図ろうとするのが受益者負担金制度です。

受益者について

下水道が整備された土地を所有している方が「受益者」となります。ただし、その土地が地上権、使用貸借、賃貸借による権利を設定している場合は次の事例を参考に受益者となる方を決めていただきます。

受益者の認定事例

<p>1 自分の土地に自分の家を建て住んでいる場合</p> <p>納める人……A</p>	<p>2 貸家、アパートの所有者</p> <p>納める人……A</p>	<p>3 借地に自分の家を建て住んでいる場合</p> <p>納める人……B</p>
<p>4 借地に貸家、アパート等を建てている場合</p> <p>納める人……B</p>	<p>5 空地の所有者</p> <p>納める人……A</p>	<p>6 他人の土地を借りて使用している場合</p> <p>納める人……AまたはB</p>

負担金の算出について

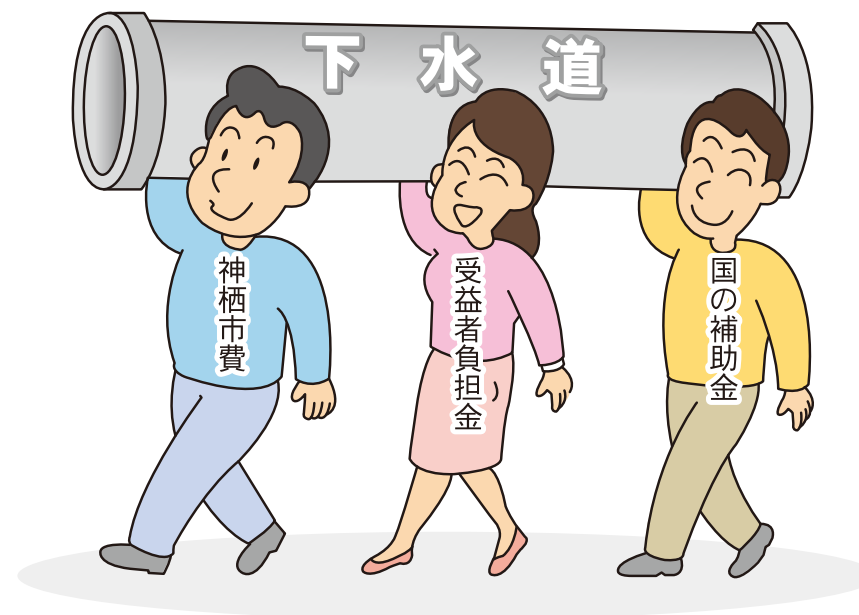
負担金額は、一般的には負担区内の総事業費を基準としてこれに一定比準を乗じた額を負担区内の総面積で除して算出します。この1㎡あたりの金額が「単位負担金額」となります。

負担金額=所有しているまたは使用している土地の面積×単位負担金額

- 算出事例/神栖北部負担区に330㎡(約100坪)の土地を使用または所有している場合
330㎡×90円=29,700円(100円未満切捨て)

負担区の名 称	単 位 負 担 金 額
▶ 居 切 西 部 負 担 区	90円
▶ 神 栖 北 部 負 担 区	90円
▶ 和 田 山 負 担 区	90円
▶ 神 之 池 負 担 区	90円
▶ 大 野 原 負 担 区	90円
▶ 大 野 原 南 部 負 担 区	90円
▶ 高 浜 負 担 区	90円
▶ 木 崎 負 担 区	90円
▶ 溝 口 負 担 区	90円
▶ 石 神・芝 崎・萩 原 負 担 区	90円
▶ 知 手・日 川 負 担 区	90円
▶ 知 手 東 部 負 担 区	90円
▶ 知 手 西 部 負 担 区	90円
▶ 南 海 浜 負 担 区	90円
▶ 柳 川 負 担 区	300円
▶ 長 峰・北 若 松 負 担 区	90円
▶ 土 合 負 担 区	90円

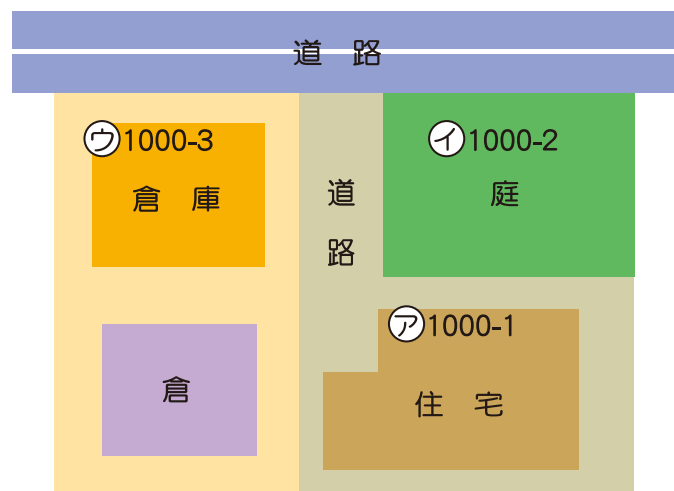
※詳しい負担区図はP.14～17



● 一区画の土地の面積

一つの宅地内に2筆以上の土地がある場合、それらの合計面積を「一区画の土地の面積」として計算します。

▼ 区画の対象となる土地(例)



ア 1000番地1 400㎡
 イ 1000番地2 350㎡
 ウ 1000番地3 500㎡

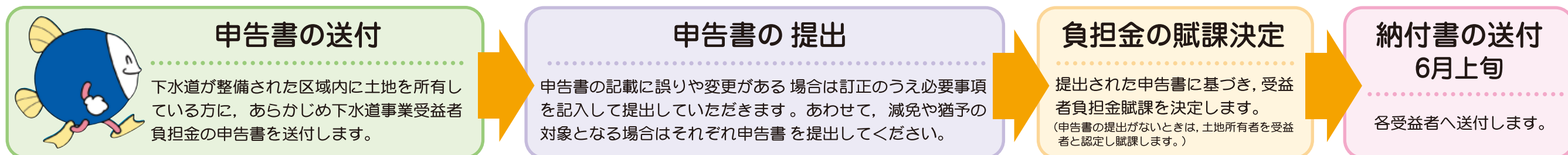
この場合の「一区画の土地の面積」は
 $400\text{㎡} + 350\text{㎡} + 500\text{㎡} = 1,250\text{㎡}$ となります。

▼ 一区画の対象とならない土地

- ① 分筆された土地が営利の目的とされている土地。
- ② 道路等により分割された土地。
- ③ 土地の所有者が分筆した土地に、住宅の敷地として利用する借地人(権利者)がある場合。

受益地の状況や使用状態によって、猶予や減免する制度があります。申告時にあわせて、徴収猶予申請書や減免申請書を提出していただき、調査の上認められると、制度の適用が受けられます。しかしながら、その後、売買や農地転用などで宅地に変更した場合、徴収猶予は取り消しとなり所定の手続き後、一括で納付(全納報奨金は交付されません)していただきます。また、該当地の売買によって宅地化された場合でも、同様となります。

受益者負担金申告書の流れ



納付方法

● 分割納付

受益者負担金は、その金額により1年から5年に分割し、さらに1年を4期に分けて納めていただきます。



負担金額	納付期間
20,000円未満	1年以内
20,000円以上 40,000円未満	2年以内
40,000円以上 60,000円未満	3年以内
60,000円以上 100,000円未満	4年以内
100,000円以上	5年以内

● 一括納付

受益者負担金の全額、または1年分を第1期納期限内に一括納付したときは、最高15,000円を限度として報奨金が受けられます。

初年次の最初の納期において一括納付された方は負担金の額に8/100を乗じて得た額の報奨金が交付されます。(負担金の額が20,000円以下の場合にあっては負担額に6/100を乗じて得た額の報奨金が交付されます。)

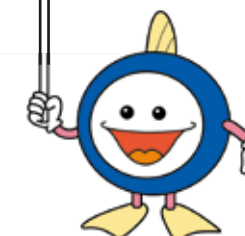
● 納期限

- ▶ 第1期 6月1日から6月末日まで
 - ▶ 第2期 9月1日から9月末日まで
 - ▶ 第3期 11月1日から11月末日まで
 - ▶ 第4期 2月1日から2月末日まで
- 納期限が土・日曜または休日にあたる時は、その翌営業日 ● 口座振替は納期月の末日

● 支払い方法

受益者負担金の納付は、郵送された納入通知書に記載されている納付場所(金融機関の本店・国内の支店等)で納期限までにお支払いください。また、便利な口座振替もごさいます。

口座振替の依頼は、各金融機関(納入通知書に記載がある金融機関に限り)で受付けております。



徴収猶予

受益者が、災害、盗難などにより負担金を納付することが困難と認められた場合や土地の状況などにより負担金の納付を一定の期間の徴収が猶予される制度があります。対象となる事由は次のとおりです。

農地として利用されている場合、または未利用地の場合 (例：田、畑、山林、原野等)	宅地化されるまでの期間
市県民税、固定資産税の減免を受けている場合	当該減免理由の存続期間
災害等で負担金を納めることが困難と認められる場合	市長が認定する期間
係争中の場合	係争が解決するまでの期間

減免

負担金は、河川、公園、道路を除いたすべての土地に賦課されますが、その土地の状況や受益者の状態により、負担金を減免する制度があります。対象となる主なものは次のとおりです。

減免の対象となる土地	減免率
● 公有地（国・県・市等の土地）	0～100%
● 社会福祉法人が経営する施設の土地	75%
● 宗教法人法に規定する神社、寺院、境内地	50～100%
● 公共性の認められる私道	100%
● 地区などが所有または使用する敷地（公民館、集会所）	100%
● 公道、公園、墓地等になることが明らかな土地	100%
● その他実情に応じて必要があると認められる場合	市長が定める範囲

受益者が変更になったときは

土地の所有者が変わったり、権利に異動があったときには、それ以後の負担金は新しい所有者や権利者が納めることとなりますので、新受益者と連署のうえ「受益者変更届」を提出してください。なお、受益者変更届が提出された時点で納期未到来の負担金から新しい受益者に納付義務が発生します。ただし、当事者間の同意があればこれによりません。

※この届けがない場合、従前の受益者が引き続き負担金を納付することになりますのでご注意ください。

下水道なぜなに

▶ 側溝は下水道？

道路わきに通っている側溝は公共下水道ではありません。側溝の整備及び管理は、道路整備課が行っています。



▶ くみ取り便所を水洗トイレに改造すればいい？

くみ取り便所の便器だけを水洗トイレにするだけでは“水洗化”とは呼べません。トイレだけでなく、お風呂や台所、洗濯などの生活排水も下水道に接続しなければ環境の改善には結びつきません。（※下水道法第11条の3）



▶ 合併浄化槽でも下水道につながらないといけないの？

道路に下水道管が整備されると、遅滞なく浄化槽から下水道へ切り替えなければなりません。

また、下水道に切り替えると、合併浄化槽の維持管理費（点検、汚泥清掃、水質検査、プロフの電気代など）がかからなくなります。

一日も早く下水道に接続することをお勧めします。



▶ 少量なら何を流しても平気じゃないの？

水質基準にそぐわないものを流すと、下水道管の中で固まって水の流れを阻害したり、また下水処理場で処理ができず浄化設備を壊す原因となってしまいます。

下水道は、地域の方が全員で利用しているものなので、たとえ少量であっても厳しい規制を行っているのです。



▶ ごく少量の放流や、数日間だけの利用でも、下水道使用料は発生するの？

使用料は発生します。そのため、排水設備の設置も必須となります。

ただし、何らかの事情による瞬間的な利用や、災害に伴う緊急時などは、下水道使用料が発生しない場合もあります。

ご利用前に、お問い合わせください。



神栖市公共下水道認可図(汚水)



凡 例

記 号	内 容
	公共下水道区域
	特定公共下水道区域(茨城県)
	公共下水道幹線
	特定公共下水道幹線(茨城県)
	公共下水道幹線(整備中)
	中継ポンプ場
	中継ポンプ場(茨城県)
	深芝終末処理場(茨城県)

公共下水道区域(汚水)

処理分区名	処理区域	備考
① 居切西部	堀割一丁目・二丁目 鱈川・平泉・下榎木の各一部	
② 神栖北部	神栖一丁目・二丁目の一部・平泉東一丁目～三丁目 深芝南一丁目～五丁目・堀割三丁目 平泉・筒井・居切・深芝・木崎の各一部	
③ 和田山	神栖二丁目の一部・神栖三丁目・四丁目	
④ 神之池	木崎・溝口の各一部	
⑤ 大野原	大野原一丁目～四丁目 筒井・木崎の各一部	
⑥ 大野原南部	大野原五丁目～八丁目 木崎・息栖の各一部	
⑦ 高浜	大野原中央一丁目～三丁目 大野原中央四丁目～六丁目・木崎・田畑の各一部	
⑧ 木崎	木崎の一部	
⑨ 溝口	溝口の一部	
⑩ 石神・芝崎・萩原	石神・芝崎・萩原の各一部	
⑪ 知手・日川	知手・日川の各一部	
⑫ 知手東部	知手中央五丁目・六丁目 知手中央三丁目・四丁目・九丁目の各一部	
⑬ 知手西部	知手中央一丁目・二丁目・十丁目 知手中央三丁目・四丁目・九丁目の各一部 知手・横瀬・日川の各一部	
⑭ 南海浜	南海浜の一部	
⑮ 柳川	柳川中央一丁目・二丁目	
⑯ 長峰・北若松	柳川の一部	

負担区とは

市では、下水道事業を計画的に推進するため、土地の状況や事業の実施状況等によって施工区域を区分し、それぞれの区分ごとに事業費等を決定しています。この区域が『負担区』となります。

神栖市公共下水道認可図(汚水)



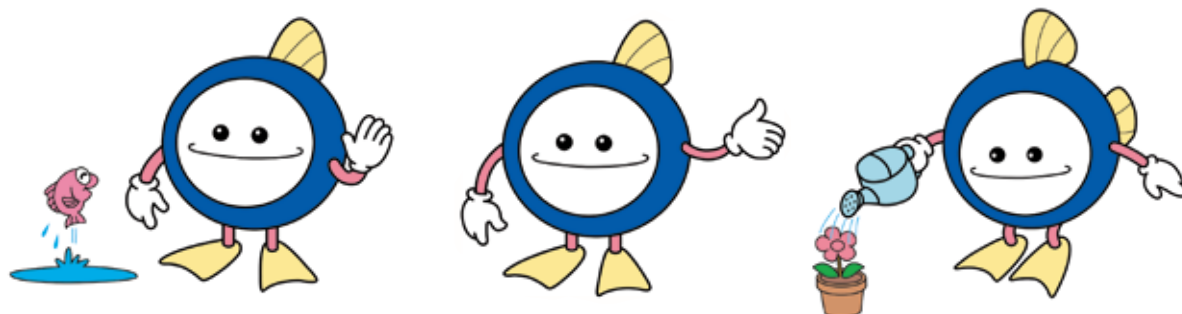
凡例

記号	内容
	公共下水道区域
	特定公共下水道区域(茨城県)
	公共下水道幹線
	特定公共下水道幹線(茨城県)
	公共下水道幹線(整備中)
	中継ポンプ場

負担区とは
 市では、下水道事業を計画的に推進するため、土地の状況や事業の実施状況等によって施工区域を区分し、それぞれの区分ごとに事業費等を決定しています。この区域が『負担区』となります。

公共下水道区域(汚水)

処理分区名	処理区域	備考
⑮ 柳川	柳川中央一丁目・二丁目	
⑯ 長峰・北若松	柳川の一部	
⑰ 土合	土合本町一丁目～五丁目 土合北一丁目・二丁目 土合中央一丁目～三丁目 土合東一丁目・二丁目 土合南一丁目～三丁目 土合西一丁目～四丁目	
⑱ 波崎東部	波崎の一部	



下水道キャラクター「すいすいくん」

「下水道の日」は、1961年(昭和36年)に著しく遅れていたわが国の下水道の全国的な普及を図るため、「全国下水道促進デー」として始まりました。県では毎年9月10日を中心とした前後1週間間に、さまざまな催しを実施し、楽しみながら下水道への理解を深めていただいております。

下水道促進週間コンクール

応募時期/8月～9月初旬

下水道に対する理解と関心を深め、下水道の整備と普及促進することを目的として実施しています。

ポスター部門

作文部門

書道部門

新聞部門

標語部門

問合せ先(下水道課).....

神栖市役所 / 〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991-5 TEL.0299-90-1157・1158

URL <https://www.city.kamisu.ibaraki.jp/>

製作年月日/令和4年4月1日